

NORRO 塾 運営規程

(地域密着型通所介護事業及び通所介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社 NORRO が開設する NORRO 塾（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定通所介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、生活相談員及び機能訓練指導員、看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、が要介護状態にある高齢者又は要支援状態等にある高齢者（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護又は指定通所介護相当サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護高齢者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、相模原市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 NORRO 塾
- 2 所在地 相模原市中央区清新7丁目2-2 フローラマンション1階
TEL 042-707-8970
FAX 042-707-9471

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(2) 生活相談員 2名（常勤1名、常勤兼務1名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、指定地域密着型通所介護等の機能訓練及び生活指導の業務に従事するとともに、事業所に対する指定地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画又は通所介護相当サービス計画の作成の補助等を行う。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

- ア 1単位目：1名以上
イ 2単位目：1名以上

(4) 介護職員

介護職員は、指定地域密着型通所介護等の日常生活の介護・機能訓練業務に当たる。

- ア 1単位目：2名以上
イ 2単位目：2名以上

(5) 看護職員

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

- ア 1単位目：1名以上
イ 2単位目：1名以上

看護職員において、事業所の従業者にくわえ、同法人指定訪問看護 NORRO の看護職員と適切かつ密接な連携を図り、確保をおこなう。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日・サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。祝日は営業する。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 午前9時15分から午後0時20分
2単位目 午後1時30分から午後4時35分

(利用定員)

第6条 利用定員は、指定地域密着型通所介護、指定通所介護相当サービスを合計して次のとおりとする。

- (1) 1単位目 18名
- (2) 2単位目 18名

(指定地域密着型通所介護等の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス
- (2) 身体機能トレーニング
- (3) 日常生活動作の実践トレーニング
- (4) 座学等により健康学習
- (5) 機能訓練に付随するクールダウン・リラクゼーション
- (6) 健康チェック
- (7) 相談
- (8) 家族指導

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は相模原市長が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合の額とする（詳細は別添の料金表のとおり）。

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて（相模原市の一部とした場合のみ。）行う指定地域密着型通所介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね5km未満 200円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね5km以上～7km未満 250円
以降、2kmを超える毎に50円ずつ増加し徴収することとする。

3 利用者都合におけるキャンセルに関しては以下の規定に則りキャンセル料を徴収する

- (1) 前日の営業時間（17:00）までのキャンセルの申し出：無料
※月曜日利用の場合は、前週の金曜日の営業時間までとする。
- (2) ご利用日当日の午前8:30までのキャンセルの申し出：500円
- (3) ご利用日当日の午前8:30以降のキャンセルの申し出または送迎時不在：1000円

4 利用者の希望によるその他の費用は、次の額を徴収する。

- (1) おやつ代 100円
- (2) 飲み物代 コーヒー・紅茶 各1杯50円
- (3) オムツ代 サービス利用中やむを得ず、おむつ等を使用した場合、実費をお支払いいただく。
リハビリパンツ 120円、パット代 20円
- (4) 教養娯楽費 実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、本事業を提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び看護師に報告し、主治医やご家族に連絡する等の措置を講ずる。意識消失などの一次救命を要する場合は、必要に応じ一次救命を図るとともに、直に救急搬送を行う。

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする
相模原市南区大野台
相模原市中央区の全域
相模原市緑区橋本、東橋本、二本松、大山町、下九沢、西橋本

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が本事業の専用区画を利用する場合は、従事者の立会いの下で使用すること。

(サービス利用にあたっての注意事項)

第12条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 送迎前、送迎中、サービス利用中にかかわらず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を管理者に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようにすること。サービスの提供に当たり、体調不良等によって地域密着型通所介護及び相当サービスの実施に適さないと判断された場合は、サービスの提供を中止することがある。
- (2) 従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 飲酒、喫煙、従業者及び他利用者に対する暴言・暴力・セクハラは禁止とする。
- (4) 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
- (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- (6) 施設内の設備・備品等の利用に際しては、従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (7) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が必要と認めたものは、持参すること。
- (8) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (9) 利用開始時には、必ず介護保険被保険者証等の提出を行うこと。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

- (2) 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者へ周知する。
- (3) 従業者は、日頃から災害事故防止と利用者の安全確保に努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 地域密着型通所介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずる。また、衛生管理（感染対策）マニュアルを作成し、それに準じて感染症及び食中毒の発生防止に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。従業員の年1回の健康診断を行う。

(虐待の防止)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 指定地域密着型通所介護等の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに相模原市、ケアマネジャー、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償の話し合いを速やかに行う。

(従業者の秘密の保持)

第18条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2 サービス担当者会議等での使用、株式会社 NORRO 及び事業所の広報目的として利用に関しては利用者の同意を得る。

3 記録の保管は5年間とする。

(苦情及び相談に対する体制)

第20条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定地域密着型通所介護等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 年2回

(その他)

第22条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 NORRO と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する

改定 令和6年9月1日